

### Ⅲ、教育「改革」に関する質疑

#### 1(3)

##### Q(小野)

教科書の採択についてですが、7頁の(3)のところ、この間、日本教育再生機構が、育鵬社の教科書の見本本を独占的に販売するとかをやってきたわけですが、私、名古屋の小野と申しますが、名古屋市教育委員会は、今回初めて6月7日に教育委員会として意見聴取会という名前で公開のシンポジウムを開いて、そこで「新しい歴史教科書をつくる会」代表の藤岡信勝氏と再生機構の副理事長で育鵬社の執筆者でもある石井正浩さんが来られて、シンポジウムを行ったんですね。私たちは、これは、採択の期間にこういうことを行うのはまずいだろうと、教育委員会に申し入れをしたんですけども、文科省と連絡取っているかと聞いたら、いやそういうことはやっていないということで、文科省はそのあたりのこと、ご存知かどうか。そして、どういうふうにご考慮されているのか、お聞きしたいと思います。これは非常にまずい、一応名古屋市教育委員会の採択は終わったんですが、今回非常に今までにないケースだと思いますので、お答えいただきたい。

#### 1(1), (2), (4), 2(5),

##### Q(青木)

青木と申します。まず第一に、今の文科省側の回答で、教育行政が採択権限を持っている国が日本以外に中国しかない、この2つの国だということをお認めいただけます。その点をお願いします。要するに世界的に見ると、日本は非常に特殊な国であることを文科省がこの場で認めたと仰ることですよね。それでよろしいですよね。

第2点、採択権者の採択権限は、拘束されないというふうにいえば自由裁量で採択できるという発言だったと思うんです。教育委員会の採択権限を示す法的根拠をもう一回示していただきたい。これ読むと、教科書に関する採択事務なんですよ。採択権限が教育委員会にあるなんて、どこにも書いてないんです。採択権者が、教育委員会であるということの意味をどう捉えるか、お願いしたい。さらに、教育委員会は、教育委員は専門領域を持っているのか、持っていないのか、お尋ねしたい。教育委員というのは、教育に関するあくまでも指揮権なんですよ。専門領域は持っていないんです。だから専門領域のない教育委員が、採択を決めちゃうというのはおかしいんじゃないですか、どう考えたって。それをちゃんと考えて欲しいと思うんです。地教行法をちゃんと読むと、これは教育委員はあくまでも採択事務なんですよ。選ぶのはどこが選ぶかは書いてないけど、当然のことながら、教育に関する専門家に関する意見が第一に尊重されるべきだと思うんです。当然だと思うんです。ところが、拘束されないって一言で全部専門家の意見が退けられちゃっているんですよ。

それから、採択地区の細分化と言うことで、単に数が増えたと言うことで細分化されたといいましたが、実態は全く逆です。むしろ巨大な採択地区が生まれているというこの現実、どう見るか。名古屋に始まって、横浜から今度大阪なんですよ。横浜370万都市、大阪270万ですか、そういった巨大地区が一つの教科書になるということに、文科省の役人はどう考えているのか。これ事実上の国定教科書でしょ。しかも、採択地区が大きくなれば、必ずいろんな問題が起こるわけです。採択に関して、いろんな問題が起こるわけですよ。採択地区に関して、本当に細分化されているかどうかがどうか。

それから、最後、道徳に関して、「要」という事の意味についての説明が非常に不十分だったので、あえて質問しますが、「要」としての道徳の意味というのは、あくまでも教基法第1条の目的に添った「人格の完成のため」と、これでいいんですね。実際は、検定においてはそうじゃなくて、いろんな事が入っているわけですよ。日本の文化が、入っているかどうかとか、以上です。

#### 2(7),

##### Q(木田)

福岡の木田と申します。一つだけ。道徳の「私たちの道徳」という教科書案が文科省で作られて全国に配布されておりますけど、教科用図書として使うのか、それとも副読本として使うのか、別の会社が民間の会社が道徳という教科書を作って、特別の教科と言うことですので、文科省の「私たちの道徳」を中心として、民間会社が作ったやつを補助

として使うのか、いろいろ考え方があって思うんですけど、全国、文科省が作って配布している「私たちの道徳」をどう扱うに扱くなるのか特定教科書として使うのか、それが「要」になるのか、

**2(6), 5(10), 6(11)**

#### Q(山田)

栗林さんにお聞きしたいのは、いろいろ議論させる道徳と言っているけど、「愛国心」についてもきちんと多様な意見があるわけですから、「愛国心」を持たせる、必要ない、それも当然ノーの意見も含めての議論をする、そういう道徳、それから教科書についても、ノー、イエス、ありと。イエスだけじゃないと、よろしいですね。それから、パブコメ今度募集してますけど、キチンとパブコメで道徳の教科化について、教科書についての件、生かすかどうか、私たちの側の意見もですね。

次に18歳選挙権で、お聞きしたいのが、川口さん、立法化しないですよ、まさか、罰則規定の立法化、これは非常に恐ろしいと思うので答えて下さい。

最後に、福井さん、さっき自衛隊のことで、やりがいて仰ったんですけど、練馬の駐屯地で、こんなふう中学生に防護服着せたりとか、かなり軍事色が強いカレンダーを今度都立高校にズドンズドンと今度富士総合火力演習に連れて行くんですよ。横浜市立中山中学校の生徒を。予備自衛官である教員が。やっぱりダメですよ。多くの保護者が不安に思っています。だからあまりやりがいなんて言わないで下さい。自衛隊って言う職業は、やりがいていうより恐ろしいと考える人が多いんで。そこら辺をお答え下さい。

#### A(新見)

教科書についてお答え申し上げます。まず一つ目のお尋ねが、名古屋市の公開の討論会、シンポジウムの件なんですけど、その実態として、文科省として把握はしておりません。ただ、文科省としては、通知を出しております、教科書発行者が、このような採択期間中に、採択を促すようなシンポジウムや討論会等を行うことについては、禁止というかぜひ控えるようお願いしております。名古屋市の事例は、教育委員会が

(教育委員会の主催で、今までどこでもなかった事例だから、どういうふうに情報をもっておられるのか、)

はい、ちょっと情報持っていないんですけど、教育委員会がやる分には特段差し控えるようにとの指示はしておりません。

(今まで何にもないですね、ぜひ調査をお願いします。また来年聞きます。)

2点目、採択権限の諸外国の例についてなんですけど、文科省として、すべての国の調査をしたわけではないんですけども、各国の事情によって教科書のそもそもあり方というのが、教科書の制度というのは様々にあるというふうに認識しております。先ほど申し上げました通り、中国においては、省や県によって教科書の採択を行っているというふうに申し上げました。これは一つの例として、調査の段階ではそういうふうになっていると認識しております。

(中国以外にはない、中国と日本だけ、でいいんですね。認めたということね。)

はい。調べた中ではないです。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国と調べておりますが、その調べた中では中国と。

(他の国でもないです。調べればすぐに分かります。)(社会主義の国とほとんど同等だと言うことだよな)

教科書そもそも性質ですとかそのものも全く違っていますので、一概に比べることは出来ない、と考えております。

採択権限について、教育委員会は事務のみを行っているのではないかというご指摘なんですけど、教科書のたゞいま法律がございまして、その中に市町村教育委員会の方が採択する教科書が決まったらその需要数を都道府県教育委員会に報告するすとか、市町村の教育委員会が教科書採択についての資料や基準等を公開するという規定がございまして、これらの規定から、文科省としては権限というのは、教育委員会に

(それは無理だ、誤読、それはただの事務ですよ)

ちなみに、専門的な知識を有している先生方のご意見はもちろんお伺いするというふうには考えておまして、調査員に、現状調査ですと各市町村の調査員に、先生方を約98.6%の先生を配置しているということですので、専門の先生で、そして児童生徒の身近に接している方の意見をお伺いして、最終的な採択については、教育委員会が定め

るというふうに考えております。以上です。

(全く違う、180° ひっくり返っているよ、)

(議論してもしょうがない)

続きまして、採択地区の細分化についてですね、先ほど申し上げました通り、採択地区については細分化が進んでおり、平成9年から比べると582地区になっている

(それは統計の読み方を間違っている。数学の教員ですけど、統計の試験で答案用紙に書いたらバツ。100%バツです。読み間違いだから謝って下さいよ。完全にミスだから。) (どんどん広域になっている。違うことを把握して言っている)

大阪市横浜市のように、ひとつの大きな

(数の比較と細分化とは別問題)

各市町村教育委員会の意向を踏まえて、各都道府県教育委員会が採択地区を見直しに努めるということですので、文部科学省としては、コメントする立場にございません。

(そうじゃなくて、細分化しているという話はさっき言ったんだから、間違ったんだから、謝って下さい。訂正して。)

## A(栗林)

道徳について、お答えさせていただきます。まず、「要」の意味と言うことですが、こちらは、先ほどお答え申し上げた通りではあるんですけど、学校全体の教育を通じて行う道徳教育を、補うであるとか、一層深めるであるとか、発見させたりする、という時間は道徳の時間であるところから、「要」という言葉を使っておまして、では、学校全体を通じてどうやって、道徳教育を、なぜ、行うのかということについては、お話しにあった通り、すべての教育活動は教育基本法第一条の「人格の完成を」という条文そのまま申し上げますが、ということから、各教科においても道徳教育を行う、ということになっているわけでございます。

二つ目のご質問「私たちの道徳」についてですけれど、こちらは現在副読本というタイトルで、教科書ではございません。なので、各学校は使う使わないというのは自由ではございますが、われわれは、一律に強制的に配布しているわけではなくて、希望のある学校、希望調査をした上で配布をしておりますので、全校ではなくて、強制ではなくて、配布数調査を行った上で配布しております。なので、希望した限りは使っていただきたいというのがわれわれの立場ではございますのでそのように申し上げている

(配布されていない県とか地区とかあるの)

これは希望調査を行った結果でございますが、公立学校は100%、(・聞き取れず)

(そういうのを押しつけていると言うのだ)

これは特別な教育道徳を行った場合には教科書が別に民間の教科書会社で作る教科書が出来ることとなりますので、私たちの道徳の配布は、国会が決めることですが、おそらく小学校は30年、中学校は31年、それまでには終了するという事になるかと思っております。

最後、「考え、議論する道徳」になると言うことですが、こちらは、「考え、議論する道徳」と言う題材に相応しいものと、相応しくないものとまあいろいろあるかと思っておりますので、すべての時間、すべての授業がじゃ「考え、議論する道徳」と言う授業にすべてに関するかと言われると、なかなか難しいところがあるのではないかと、いうふうには思いますが、ただ中央教育審議会答申でも述べているように、一定の価値観を押しつけるということ自体は、道徳教育が目指す方向の対極にあると申し上げてますので、そういう一定の「価値観を押しつけるのではなくて」、というところはしっかりわれわれとしても、伝えていきたい。

(しかしそういう特定の価値観を押しつけていく中味になっているじゃん)

とならないように、われわれはこれまでいわゆる「読み物道徳」と言われていた一定の価値観を押しつけるような授業になっていたんじゃないやありませんか、という反省に立って今回考えておる「考え、議論する道徳」と言うというようなことで、学習指導要領改定して、指導方法を変えていきたいと思います、ということをお願いしている。

(愛国心についても、イエスノー両論の議論があっていいんですね。というその質問なんです)

つまり、特定の価値観を押しつけるというわけではありませんけど、「考え、議論する」上では、それになじむ教材となじまない教材と

(愛国心は馴染むのか、ですよそこだけ)

その判断は、すみません、われわれがすると言うよりは、各学校なり、地方教育委員会で、ご判断いただきたいと思います。

(学校によって判断して良いんですね)

ただ済みません、そこについては教育基本法にも書かれているように、わが国の郷土を愛する態度、というのがありますので、教育の中でしっかりそこはやっていく必要があるということでございます。

#### Q(清川)

道徳教育について質問したいんですけど、今、みんなお若いですよ、文科省にとって道徳を教科化するということは、戦後教育の歴史においては、画期的なことなんですよ、それはご存知ですよ、教科化するということは、画期的なことだ、で、なぜそんなことになってたかという戦前の道徳の教育というのは何だったのかと言うこと、反省が十分あったはずなんです。で、教科化するに当たっては、当然準備時間が十分合ったはずだろうし、そんなに一朝一夕に、あつという間に決まったわけじゃないだろうと思うんだけど、戦前の道徳教育の教科書を見て、何を考えて、長い時間かけて、教科化と言うことに踏み切ったのか、若い皆さん方は、一体どういう討論をされたのでしょうか。

(そういう検討しました？戦前の道徳の教科書とか)

#### A(栗林)

まず、昭和33年にこういう形で、学習指導要領という形が出来てから、早60年くらいたったんですけど、教科化というのはその60年という歴史の幅で、かなり画期的なこと、一つの大きな質的な転換だと思っております。その中で、じゃ戦後、中心科っていうんですかね、戦前にどのような問題があったかということに関しては、道徳の充実に関する懇談会という懇談会を持って議論した中では、一定の価値観を押しつけていくというものがあつたであるとか、徳目といって、忠孝とか、いろいろな徳目主義に走っている場面があつたであるとか、あとは、今の現代には、なかなか合致しない項目、そういうものがあつたという反省が、ございました。それで今回の学習指導要領の改定に当たっては、そういった反省の上に立って、一定の価値観を押しつけるのではなくて、考えながら価値観を与えていくと言う中で、じゃわれわれはどういうふう生きていくのかというものを考えて議論していく、という道徳に変えていきたいと思いますというのが、今回の改定の趣旨でございます。

(違ふよそれ、学習指導要領では、徳目主義の羅列なんですよ、それが評価されるんですよ。あなたたちがどう考えようと、現場はそう受け取るんですよ。ちゃんと書いてあるんですよ。)

今回キーワードというものを設けはしましたけれども、しっかりその点に関しては、われわれもそうではないということ、今回の学習指導要領改定の趣旨というものをしっかり説明していきたいと思っています。

#### 6(11)

#### Q(永井)

総合学習の自衛隊のことについて、全くそういう特定の団体に文書を出した覚えがないとか言っているんだけど、防衛省に、この本にもちゃんと書いてあるんですけど、文科省への協力の内容とこう文書が出てるんだよ。文科省から協力要請を受けたとなっている。HPにも出てるよ。その事実はどうなんだ。それに基づいて、小学校中学校で、2013年で言うと、5万数千人の子どもたちが、自衛隊の施設に行っているわけだよ。文科省からの協力要請に応じてこっちがやっているって、防衛省は書いている。絶対に文書で出してるよ。でなかったら協力要請に応えるなんてこと出るわけがない。必ず文科省はやっている。

#### A(栗林)

今一度済みません、戻って調べたいと思います。

(大々的にやってるよ、防衛省は、文科省からの協力要請だっというって)

(文科省がおそらく防衛省だけではなかったかと思えますけれど、これを進めるに当たって協力できることは

ってことを、全省庁に聞いたわけですよ。その中で、熱心に沢山協力しますって言ったのが防衛省ということ..)

先ほどの回答が不十分だったかも知れません。私が申し上げたのは、特定の省庁に対して、つまり文科省から防衛省に対して、この内容で総合的な学習の時間に協力して下さいというお願いをしたというわけではないということをお願いしたわけです。

(じゃ色々なところにもう要請したということ)

(さっきの回答が不正確だったと言うことですよ。特定ではなくても、防衛省が入っていたと言うことは事実です)

もう一度確認しますと、

(もう確認しなくてもすぐ分かりますけど、さっきの回答は間違っていたと今あなたが認めよれましたよね、特定ではなくとも一般的にはやっている)

先ほどもそう申し上げたつもりですけど、

(いや全然違う、日本語としておかしい)

特定の団体に対しては行っていません。

(しかし全省庁にしている、それを言わなかった)

### Q(国分)

関連する質問です、先ほど自衛隊は、法律に基づいて活動している一つの職業とお答えになったと思うんですね。従って職場体験の場としても妥当性のある場である、とお答えになったと思うんですけど、それはちょっと違うなど。極めて特殊な職業だと思います。その主要な任務は、一つは日本防衛ですよ、それからあつてはならないことなんでしょうけど、もし今、国会で論議されている安保法制が成立したら、他国軍を支援する、つまり軍事行動をする、私は軍隊だと思っています。そこには限界があるかも知れないけど、そういうところの施設を見学する。職業体験として、職場体験として見学する。何を学ぶんですか、何をみてこいと言うんでしょうか。現実にはさっきちょっと山田さんの方からあつたけど、横浜の中山中学は、総合火力演習、実弾演習見ることがどういう職業体験になるとお考えですか。そういうことを、私は非常に疑問に思っているわけです。しかもそれが、平和教育、憲法の平和主義を学ぶ一環としてやられる、平和主義を学ぶのに、実弾演習を学ぶ、しかもそれを育鵬社の教科書の観点に添って評価する、一体自衛隊について、よくやっているなあと思えば、Aがもらえると言うことに繋がっている、教科書に繋がる問題なんですね。

だから話を元に戻すと、私としては、ここで議論するつもりはなくて、質問したいのですが、自衛隊を職場体験として、一体何を学ばせると、実弾演習から何を学び取れるとお考えですか、それを前提とした上で、なお自衛隊を訪問することは職場体験の場として妥当とお考えですか。その2点

### A(福井)

職場体験活動に関しましては、職業を一つの窓口として、生徒は多様な気づきだったり発見をすることが目的でありますので、職業についてしっかりと学ぶと言うことよりも、そうした社会について学ぶと言うことが重要だと考えております。またそうした活動についても、学校のキャリア教育の目的がどういうことになっているのかということと、照らし合わせながら、進められていくと思いますので、その判断が重要となってくるのではないかと思いますので。必ずしも、自衛隊だから、それがいいとか、それがダメとかいうことではなくて、その学校のキャリア教育の目的がどうなっているか、それについて、学校がどういうふうに職場体験のあり方について判断されているかというそういう観点が重要だと思っています。

(答になっていない。自衛隊から何を学ぶのか)

### Q(国分)

一般的にいろんな団体から学ぶことは分かります。私が問題にしているのは特殊問題にしているのは自衛隊なんです。自衛隊から何を学ぶんですか。

### A(栗林)

実弾演習が職場体験活動というか、正直私知らないわけですが、何を学ぶかというところは、各学校のご判断による

と思いますので、

(いけないと思ってるんだよね、あなたは)

#### Q(永井)

一つは、防衛省にも協力要請を出していることは間違いない。、防衛省に出すと言うことは命を失うかも知れませんが、ということが前提となる、そういうところ何です。実際言って、この職場体験から、先生が推薦で、防衛省に新しい隊員の30何%が学校を通して入っているんだよ。そこでは全然、いいことだけしか教えてないんだよ。命を失うかもしれないみたいなことは全然言ってないんだよ。防衛省だから、少なくとも他の省庁には出しても、ここだけは協力要請してはいけないところなんです。そういうことが、ここで求められるわけですよ。もうひとつ、いま、今度立川で、9月1日に防災訓練やるわけですよ。いいですか、小学校の2年生、中学生が、総合的な学習の時間の名目で動員されているわけ。東京都と。各学校じゃないんだよ。動員されているんだよ。総合学習。ところが、小学校の2年生に総合学習入ってないんだよ、全く。こういう形で、各学校でやっているんじゃなくて、動員しているんだよ。子どもたちを自衛隊がばーっと来て、見に行くわけだよ、小学校の2年生が。そういうことが、総合学習どうのという名目で行われている実態について、まず知っているかどうか、それとこういうことについてどう思うか。各学校じゃないんだよこれ。

#### A(栗林)

まず総合的な学習の時間というのは、目標というのは、われわれ定めているわけですけど、そこに、全文読み上げるのは割愛しますが、問題の解決や探求活動に、主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることが出来るようにする、というのが、目標の一部として書かれているわけでございます。

各学校の場でということ、ご批判があるのかも知れませんが、基本的に学習指導要領に定められた目標であるとか内容に従って、じゃ自分の学校では、地域の実態、学校の実態に応じてどういう活動をしようかと言うことを、考え実施していくというのが、今、制度上そうなっているということでありまして、一概に自衛隊に行ったから、いい悪いということとは、なかなか目標の内容に照らしてみないと分からない。

(命を落とすかも知れないじゃない) (軍隊だよ) (単なる職業じゃない) (全然不安感が違う)

(危機意識を持ってもらいたい、皆さんに) (求めているのは文科省でしょう)

#### Q(永井)

今回立川でやるのは、学校単位じゃなくて、立川市の教育委員会と東京都が合同で、立川市の小学校に來いと言っている。4校、5校、小学校2年生なんか入ってんだよ。ムチャクチャだよこんなの。総合学習の名目だよ。

#### Q(北村)

そもそも総合学習とか、教育課程に盛り込む時に、おそらく地域によっては、自衛隊しか行き場がない地域があるわけです。たとえば職場訓練とか言ったりしても、絶対に行き先が見つからない地域がある。分かっているやっていると。その時には自衛隊が役に立つよというのが、それは既に資料が出ているわけですよ。だから、かなり自衛隊に対する期待を持って教育課程そのものが組まれていると思っています。

#### Q(小野)

私は名古屋にいますが、小牧基地も、自衛隊の守山駐屯地もあるんですが、その近辺、私はずっと小学校でしたが中学校では両方に行くんですね、総合学習と言うことで。で、子どもたちと話をして、教員とも話すんですが。やっぱり実態認識が、それとかけ離れていて、現実どう機能しているか、総合学習という名で、職場体験という名で。だから子どもたちは並べられて他にそんなにたくさんないから、行かざるを得ないんですね。今言われたように。それは名古屋にいて、そういう経験をしてきて、35年間やってきましたけど、総合学習が出来てから、中学校はずっと、特に最近それがまた増えてるもんですから、そういう実態をしっかりとつかんだ方がいいんですけど。また今度の時にお答えいただければ、よろしく願います。

#### Q(永井)

とにかく実態をきっちり調べて下さい。防衛省は、文科相からの協力要請だと言うことを、大々的に宣伝しているんだから。よろしく願います。これはもう各学校の判断云々という話じゃない。

## 8頁の政治教育(10)

罰則をつけることについて。答えてもらってないんですけど。

### A(川口)

私の方から答えさせていただきます。教育公務員の政治的行為の制限に関しては、教育公務員特例法において、設けられた際に、罰則規定がかくもんの状況においてはございましたけど、国会における議論を経て、現在の刑事罰は科さないという国会における議論を通してなされております。ですので、今一度、罰則規定が設けられるとしたら、それは立法府の議論としてなされるものであって、現在の文科省として何らかの動きを検討しているかという、そういうことはございません。

### Q(永井)

だいぶ時間がオーバーしてしまいましたので、一言だけ。これで終わります。

### Q(北村)

いよいよ道徳が特別な教科になるわけですけど、道徳教育が、学習指導要領に関しては、1958年です。その時から、60年経っています。60年の間、現場の教員は、道徳の時間には何をやったら良いか、60年ずっとやってきたんです、やっぱり道徳というのは、学校教育の中で成り立たないものだという結論を持っているところに、教科化されるわけです。いじめがあったことをきっかけとして、これ幸いと利用しているわけですが、60年間現場の教師が、これはもたないといって、代わりに何をやろうかどうやろうかと来て、その実績がたくさんたまっているんです。現場にその中味を60年間、それはどういう実践をするかと言うことをやってきたんです。それは教科化することではないということは、実績をみてもらえば分かるんですけど、そういうことを一切無視して、大きな問題だと思っています。

### Q(永井)

時間がオーバーしてしまいましたので。

## add. 追加質問について

---

### Q(長谷川)

質問ではないんですけど、今日いくつかこちらから、質問したことについて、申し訳ないけど、かなりきちんとしたお答がいただけないこともあったと思うんです。多分、実際つかまれていることもあるし、国際的な状況に関しても、とても私たちにはもっとちゃんと調べて回答して欲しいと言うことが沢山あります。ですから、今ここで文書でまとめることは早急には出来ないのですが、私たちの方で、これから、今日いくつか問題になったことについて、もう一度文書で、そちらの方に質問させていただきますので、一定の時間が掛かるかと思いますが、それについて、誠実なお答えをいただきたい、と思っておりますが、そういうことでよろしいですか。

### Q(小野)

今日、聞き置くのじゃなくて、さっきもいくつかお願いしたけど、改めて回答していただきたいということでお願いします。それはよろしいですよ。

### A(鈴木智哉)

あの総括的な立場ではないんですけど、各担当の方で判断して対応する形でよろしいですかね。

### Q(永井)

申し訳ない、時間ちょっとオーバーしてしまって。色々課題が残りましたが、皆さんどうもありがとうございました。